

**石油製品利用促進対策事業費補助金（石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの）審査委員会運営規程 審査手順**

1. 申請の受付

各月毎に期間を区切って複数回行う。

受付期間中に申請額が予算を超えても、当該受付期間終了まで受付を行う。

申請額が予算を超えた月以降は受付を行わない。

2. 申請額が予算を超えた受付期間に受付した申請は下記とおりの優先順位をつけて採択を行う。

記

**ステップ1**

1) 公共施設

2) 公的避難所等

①公的機関が災害時に避難場所として指定した、又は公的施設の代替として指定した施設

②公的機関と協定を締結した避難所\*で、公的避難所と同等以上と認められるもの

3) 病院、老人ホーム等（災害発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる施設）

4) 民間の一時避難所

以上の順序で採択を行うものとする。

**ステップ2**

ステップ1のいずれかの段階で優先順位がつかない場合、地方公共団体から災害時に受入依頼のあるもの\*を優先して採択するものとする。

**ステップ3**

ステップ2のいずれかの段階で優先順位がつかない場合、バルク設置先を優先して採択するものとする。

**ステップ4**

ステップ3の段階で優先順位がつかない場合、都市ガス供給エリア内の設置先を優先して採択するものとする。

**ステップ5**

ステップ4の段階で優先順位がつかない場合、その段階において、申請額に応じて残った予算額を按分するものとする。

※公的機関からのエビデンスの提出を必要とする。